

福祉文教常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成24年11月22日 午前 9時00分 開会 午前10時58分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	委員長 竹内恵美子委員 副委員長 鈴木京子委員 二宮加寿子委員 三澤龍夫委員 吉川重雄委員 関 威國委員 渡辺順子委員（議長）
4 傍聴議員	奥津勝子議員 片野哲生議員 高橋富美子議員 高橋英俊議員 坂田よう子議員 清水弘子議員
5 説明員	中崎町長 依田教育長 二挺木町民福祉部長 小嶋福祉課長 小島副課長兼地域福祉係長 齊藤主査 波多野副主幹兼障がい福祉係長 小林主査 佐野スポーツ健康課長 瀬戸副課長兼スポーツ推進係長 福島教育部長 増尾子育て支援課長 岩本総務課長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 加藤 和男
7 協議等の事項	(1) 大磯町営住宅管理条例の一部改正について (2) 大磯町スポーツ推進計画（素案）について (3) 大磯町障害者の医療費助成制度の見直しについて (4) その他
8 その他	一般傍聴 なし

(1) 大磯町営住宅管理条例の一部改正について

福祉課からの説明概要は次のとおりである。

平成 22 年度、平成 23 年度の 2 ヶ年継続事業であった町営月京住宅の建替え工事が平成 24 年 3 月末に終了し、24 戸の集合住宅である月京住宅が完成した。6 月 1 日から既存町営住宅からの転居、募集による新規入居が始まり、24 世帯が入居している状況にある。この月京住宅の完成と住宅への転居等に伴い、公営住宅法第 44 条の規定に基づき、西小磯住宅、国府新宿第 1 住宅、国府新宿第 2 住宅の 3 住宅について用途を廃止するため、大磯町営住宅管理条例の一部改正を行うものである。具体的な改正手続きは、同条例の附則別表第 1 に規定する 3 住宅の名称、位置を削除するというものであり、本条例の改正は用途廃止後の有効活用を図ることから 12 月議会に提案する予定である。

◎主な質疑

問： 用途廃止後に有効活用するため、売却など具体的な進捗状況や計画についてどのように考えているか。

答： 今年度は、国府新宿第 1、第 2、西小磯の 3 箇所の住宅の用途を廃止する。その後の具体的な活用については、西小磯住宅は今年度に売却していきたいと考えている。また、国府新宿第 1、第 2 住宅については、平成 24 年度の対応が決まっていないため、平成 25 年度以降に対応を検討していく。

問： 西小磯が売却の方向で決まっているのであれば、財政状況等を踏まえ、国府新宿の 2 箇所についても活用か売却かを早期に計画する必要があると考えるがどうか。

答： 町営住宅は行政財産であるが、用途廃止後は財政課に移管し、普通財産として財政課が管理することとなるが、有効活用という中で、売払いを含めて検討が行われると認識している。

問： 3 箇所を廃止することは、以前から話しに出ているのであるから、早めに売却などの検討を行っておく必要があったのではないか。来年度の厳しい財政状況を踏まえ、敏速に売却等について対応すべきであると思うがどのように考えているか。

答： 町財政が大変厳しい状況の中、西小磯については平成 24 年度において計画はできているが、国府新宿第 1・第 2 についても、財政課として地元意見等を聞きながら早急に方向性を出していくものとする。

問： 早急ということではなく、緊急性を考え何時までに方向性を出すのか。

答： 財政課を含めた中で検討を行い、改めて時期を明確にしていく。

問： 1 点目として、町営住宅ストック計画では、月京と東町で町営住宅 50 戸を確保しなければならないことになっているが、月京住宅 24 戸を差し引いた 26 戸を東町に確保するという考え方はどうか。2 点目として、3

箇所の土地の売却は来年度なのか。また、売却に当たり、境界画定は済んでいるのか。

答： 1点目の町営住宅ストック計画は、現在は月京住宅と東町跡地に集合住宅を建設する計画であるが、建設が難しいのではないかとこの町の状況も踏まえ、ストック計画の見直し作業を進めている。2点目の3箇所の跡地の売却については、現在、建物の解体作業を進めている。西小磯については境界画定作業が終了し、今年度中に売却する方向で事務を進めている。国府新宿の2箇所については、第1住宅の下水道工事や第2住宅の境界画定未確定部分の対応などにより、平成25年度以降の売却等を考えている。

問： 町営住宅ストック計画の見直し作業はどのように進めていくのか。議会への説明、パブリックコメントは行っていくのか。現在、東町住宅に住んでいる方の退去など対応をどのように考えているか。また、西小磯の土地売却額は今年度の歳入予算に計上されているか。

答： 町営住宅ストック計画については、福祉課で事務を進めている。素案を社会福祉委員会に諮ってまとめた後、ホームページ等を使いパブリックコメントを実施していきたいと考えている。東町住宅の方については、築50年以上で耐震性の問題等もあり、居住者の安全性と本人の希望を踏まえた中で、今後の計画を進めていきたい。また、西小磯土地の売却収入は、平成24年度予算に計上している。

(2) 大磯町スポーツ推進計画（素案）について

スポーツ健康課からの説明概要は次のとおりである。

日本におけるスポーツ振興の基本的な法令である「スポーツ振興法」に代わり、平成23年8月に「スポーツ基本法」が制定され、平成24年3月に「スポーツ基本計画」が策定された。この大磯町スポーツ推進計画は、大磯町第四次総合計画における「町民が、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ・レクリエーションや健康づくりに取り組むことができるようになっている町」を具現化するために、国のスポーツ基本計画を踏まえ策定するものである。

本計画の基本理念は、町民の目指すべき姿として「健康・体力づくりを目指したスポーツライフの実現」としている。また、具体的な計画期間は、平成25年度から平成27年度までの4年間を設定している。なお、スポーツ健康課では、健康増進計画と食育推進計画を所管しており、スポーツ・健康・食という関連する内容から、平成29年度を目処に3つの計画を1本化していきたいと考えている。本計画の基本目標及び成果目標については、基本理念を実現するため3つの基本目標と2つの成果目標を設定している。また、スポーツ推進施策の展開としては、基本目標を達成するために14本の施策と、それに基づく53本の施策概要を記載している。今後、12月に入りパブリックコメントを実施するとともに、スポーツ関係団体、学校関係者、東海大学生などから意見提出をってもらう予定

である。

◎主な質疑

問： 1点目は、スポーツ審議会の構成員と平成26年度までの中間評価の内容を確認したい。2点目は、総合型地域スポーツクラブが町内に在るか。また、地域密着型で4人に1人の参加を目指すとする想定人数はどのくらいか。3点目は、スポーツ医科学によるスポーツ大系づくりにおけるスポーツドクターの内容について聞きたい。

答： 1点目の審議会メンバーは5人であり、学識経験者として東海大学教授、スポーツ推進協議会会長、体育協会会長、社会教育委員会会議議長、学校関係の代表（校長）である。中間評価については、進捗状況について毎年実施していく予定である。また、大学との連携によるスポーツ健康づくり全般の調査を実施してもらう予定であり、調査結果を活用して2年目で全体評価をしていきたい。2点目の総合型地域スポーツクラブは、町内にNPO法人「大磯の海倶楽部」「星槎湘南大磯総合型スポーツクラブ」の2団体がある。また、想定人数は町民全体の4分の1という考え方である。3点目のスポーツドクターは、町内には把握する中で1人いる。

問： 毎年行う進捗状況の調査はどのような内容を考えているのか。また、スポーツドクターはどのような資格を持っているのか。

答： 1点目の調査内容については、今後詰めていくが、スポーツ、運動の実施率などがどのように健康につながっていくかというところに重点を置いて調査を実施したい。2点目のスポーツドクターは、基本的に医師免許を持った方で、日本体育協会公認スポーツドクターの資格が必要となる。

問： 4年間に14本の施策と53本の施策を実施し、平成29年度には3つの計画を一本化するということで複雑な作業となると思うが、どのようにまとめていくのか。また、アンケート調査では「スポーツ施設が不十分」など、満足していない人が6割いるとのことであるが、今後の町の考え方はどうか。

答： まず、計画の統合については、スポーツ健康課が所管するスポーツ推進計画、健康増進計画、食育推進計画の3本を1本にまとめる考えである。また、14本の施策については、計画年数が短いために100%実施は想定しておらず、平成29年度以降の一本化を踏まえた中で設定しており、新計画に継承していく考えである。また、施設の質問については、既存施設の利活用や利用の少ない都市公園、広場等を探していきたいと考える。

問： 3本の計画を1本に統合する中で、これからは介護予防などに重点を置く必要があると思う。介護予防のために高齢者向け施設を整備している自治体もあるが、町は計画全体の中でどの点に一番重点を置き、それを実現させるかを明確に町民に示したほうがよいと考える。町民の健康増進、介

護予防においてしっかりと政策が活かされる計画を策定してほしいが、その考え方を聞きたい。

答： スポーツ担当課としては、競技スポーツの推進も大切であるが、今後、計画を1つにまとめることを考え、健康づくりに関係するスポーツ、運動を推進していきたいと考える。この内容は、今後、課内で検討した中で、計画にまとめていく。

問： まず、アンケートの回答人数は何人か。次に、5ページの総合型地域スポーツクラブとはどのようなものか。次に、スポーツ中の突然死についてのデータを掲載してはどうか。次に、パブコメについては、老人会でゲートボールやグラウンドゴルフなどを行っている方の意見を聞いてはどうか。

答： まず、アンケート集計数は、一般の方の回答数が567件、小中学生の回答数が651件である。次の総合型地域スポーツクラブとは、16ページに用語解説があるが、クラブ自体が多種目を有し、子どもからお年寄りまで年齢層を問わずに参加できる地域におけるスポーツスポーツクラブである。次に突然死については、この計画のスポーツ医科学の推進の中で、指導者等に突然死の周知を図る研修会の開催等を考えていきたい。次のパブリックコメントについては、運動、健康等を考えている団体という点で、スポーツ関係団体のみならず、老人会等にも意見を聞きたいと考える。

問： 総合地域型スポーツクラブは有料なのか。また、有料の場合の他のスポーツクラブとのバランスはどうか。

答： 総合型地域スポーツクラブは基本的にNPO団体が運営するため、有料で会員制である。しかし、利益を追求する団体ではないため、町としてできる限り支援したいと考える。

問： 総合型地域スポーツクラブについては、以前、学校が主体となり町全体を盛り上げている自治体があったが、今回の総合型地域スポーツクラブは、外部団体に任せるのか、町が主体的に推進するのか基本的な考え方を聞きたい。

答： 総合型地域スポーツクラブは、以前の国のスポーツ推進計画で、中学校区に1つという設定で進めていた。現在、大磯町については2団体あり、県内でも人口に比べて多いという状況である。町としては、民間活力を活用し、それを支援するという考え方で進めていく。

問： 非常に考え方が消極的ではないか。町が主体的になり、NPOを設立させる中で考えていかないと進まないと思う。参加するのは町民であり、子どもからお年寄りまでである。学校が主体的となり、それに子どもが参加することで、お年寄りも参加することにつながるため、町の中で教育委員会も含めた対応が必要であると考え。担当課のみでの対応では、計画倒れに終わってしまうのではないか。また、この計画を具現化するには予算投入する必要がある、しっかりとした取り組みによる町民の健康が、医療

費の問題にも絡んでくると思う。

答： 町では2つの地域スポーツクラブと意見交換等を行っており、支援ではなく連携という形で対応したいと考えている。今後、大きく町民の健康、体力づくりにつながる内容があれば、資金的支援も考える必要があると思う。

答： スポーツ推進計画、健康増進計画、食育推進計画は非常に幅広い展開をしていくものである。現時点では予算的な面は不明であるが、町民の健康寿命という点から、将来的な財政面に少しでも有利に働くよう長い時間をかけて考えていきたい。また、チャレンジフェスタの例のように、子どもたちが参加することで多くの大人も参加するという、子どもたちが町民の源であり、教育委員会も含めた中で計画を考えていく。

問： この計画の施策を効果的に推進する実施主体はどこか。また、計画に記載すべきではないか。また、文科省では目標を具体的な数値で表すことを指示していると思う。この計画では推進、充実、活性化、育成、検討、促進という表現であるが、これから具体的な目標を付け加えるのか。

答： この計画は、基本的な考え方、目標等を定めている計画であり、細かい数値目標等は設定しない。実際の進行管理は、施策における各事業ごとの進行管理を考えており、施策の下に各事業の数値目標等を設定して進行管理を進めていく。

問： 31ページの運動公園のストレッチ広場など、介護予防の中で増やしていく考えなのか。また、スポーツ推進審議会は5名で構成されているが、青少年指導員の参加は考えられるか。町ではユニカールなどニュースポーツに力を入れているが、町が実施しているニュースポーツは他にどのようなものがあるか。

答： まず、活用できる場所については、新たな器具を設置するというのではなく、現状のまま使用できる場所を選定していきたい。次に、審議会の委員については、教育委員会としては社会教育委員会、学校長が入っており、策定委員会には学校教育課長が入っているため充足できていると考えるが、青少年指導員等についても検討していきたい。次に、ニュースポーツとしては、ユニカールのほか、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ドッチビー、インディアカなどがある。

(3) 大磯町障害者の医療費助成制度の見直しについて

福祉課からの説明概要は次のとおりである。

障害者医療助成制度は、障害者が医療機関に受診された際の保険医療費の自己負担額を町が助成する制度である。昭和49年度から県補助100%の事業として始まったが、昭和60年以降、年々補助率が削減され、現在では補助率50%となり、県と町がそれぞれ財政負担している状況にある。平成20年度以降は、県が

65歳以上新規手帳取得者の対象外、一部負担金導入、所得制限の設定など、対象を一部縮小する中で、町が負担を増額することにより事業を継続している。本町では高齢化が進む中、疾病などによる障害者認定を受けられる方が増えており、平成19年度に約1億2,000万円であった医療費助成額は、平成23年度には約1億5,400万円と5年間で約28%増加しており、今後、右肩上がりの状況が続くものと推定される。町としては、限られた財政状況の中、障害者に対して医療費助成だけでなく、必要なサービスを確実に提供するために障害者支援のあり方を整理する中で、障害者医療費助成制度の見直しを行いたいと考えている。

見直しについては、1点目として所得制限の導入である。特別障害者手当における所得限度額を準用し、一定額を超える所得のある方を制度の対象外とするものである。2点目として対象者の見直しである。新規に障害者手帳を取得した年齢が65歳以上の方は、後期高齢者医療制度の申請により負担額が減額されるため、制度の対象外とするものである。制度改正に向けた今後のスケジュール予定については、来年1月にパブリックコメントを実施し、再度、議会（委員会協議会）に制度改正の説明をした後、6月議会定例会に条例改正議案を提出し、可決された場合には、周知期間を経て10月から施行したいと考えている。

◎主な質疑

問： 資料10ページの障害者医療制度の見直しについては、1番目の「所得制限の導入」についてはやむを得ないとは思いますが、2番目の「対象者の見直し」については、これからの高齢化社会の中で社会福祉という面で対応が逆行しているのではないかと考える。また、削減により障害者サービスを拡充するという事は別にとらえるべきであり、この見直しを行わなくても行うべきことである。所得のない65歳以上の新規の人までを対象とする年齢制限については、考え直す必要があると思うがどうか。

答： 障害者医療制度とは、障害により就労困難となっても、医療が受けられるための制度である。一般的に高齢者となり障害者となった方は、働いていたときの財産形成があり、年金収入についても障害者年金よりも多く受けていると考えられる。また、65歳以上の高齢者で、一定の障害のある方は後期高齢者医療制度が利用でき、自己負担が3割から1割に軽減される状況にあることを踏まえ、65歳以上の高齢者を対象外としたいと考えている。

問： 一般的に高齢者は所得が減って苦勞している状況にあるため、対象者の見直しについては反対である。これから消費税が上がり、政府はそれを介護、障害者医療にまわすと言っているが、個人が受けるサービスは極わずかである。高齢者の高所得者はそれほど多くはなく、これから物価が上昇する中で、高齢者で障害者となった方の負担は非常に大変であると思う。

答： 若くして障害者となられた方は、障害者年金と福祉事業所の作業賃金等

が主な収入である。収入例では、作業賃金が数千円から1万2,000円ほど、よりも低い状況にある。このようなことを踏まえ、65歳以上の対象者の見直しを考えている。

答： 65歳以上で年金収入のみの方の厳しい状況は承知しているが、現状では加齢に伴う聴覚障害、認知症などの疾病が相当多いために、対象者の見直しを考えている。

問： 所得制限額はいくらなのか。また、その設定金額の根拠はなにか。対象人数は何人で、どのくらいの額が削減できるのか。

答： 所得制限額は、扶養家族がない場合の年間所得が360万4,000円以上であり、特別障害者手当での限度額を準用している。対象者数は、平成23年度実績で29名、所得が500万円未満が10名、500万以上が19名である。また、削減額については、平成25年度は約300万円（途中からの開始を想定）、平成26年度は約500万円である。

(4) その他（町側からの報告2件）

(1) 大磯町国民健康保険税条例の一部改正について

町民課からの説明概要は次のとおりである。

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」が公布（平成23年12月2日）されたことに伴い、地方税に関する法令の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為について、納税者に対する説明責任を明確にして税制に関する信頼を確保するため、行政手続法に基づき処分の理由を示すこととなった。以上のことから、本条例の改正を行うものである。改正内容概要については、納税者から申請を拒否される処分、更正又は決定などの不利益処分を行う場合には、その通知に処分の理由を掲載しなければならないという規定の改正である。この改正は平成25年1月1日から施行するため、12月議会定例会に提案を考えている。以上の説明についての質疑はなかった。

(2) サンキッズ大磯改築工事について

子育て支援課からの説明概要は次のとおりである。（説明資料なし）

都市計画公園区域の見直しに伴い、サンキッズ大磯の改築工事について計画変更等があったために現状を報告する。

サンキッズ大磯改築工事については、平成24年11月13日に社会福祉法人・恵伸会から、まちづくり条例に基づく開発構想届出書が提出された。現在、計画変更されている建物は、都市計画公園変更手続きを踏まえ、鉄筋コンクリート造3階建てとして開発構想が提出されている。今後の予定は、まちづくり条例に基づき、12月1日に住民説明会をサンキッズ大磯で開催する予定であり、保護者説明会を12月6日に開催する予定と聞いている。今後、詳細が決まっ

た時点で、本委員会に報告したいと考えている。以上の説明についての質疑はなかった。

その他として委員（議長）から次の意見があった。

意見： 前回の福祉文教常任委員会で放射能測定器の話が出ていたが、戸塚にある「すこやか広場」の測定器情報を入手したので参考資料として情報提供する。これは、真鶴町で導入している測定器とは測定方法が異なり、真鶴町では細かく砕いて測定しているのに対し、素材をそのまま、1回に5kgまで何種類かを一緒に測定することができる。また、最小検出感度は10ベクレルということで、日の出町小学校と福島2校の給食センターで使用しているとのことである。金額については、180万程度とのことであり、測定時間、測定の手間等をかけず、その日の食材が測定できるということで情報提供した。

その他委員会からの意見はなく、福祉文教常任委員会協議会を終了した。